

議案第54号

市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年2月13日提出

市川市長 千葉 光行

市川市条例第 号

市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「並びに助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

第5条第2項第1号中「助役」を「副市長」に改める。

別表第1を別紙のように改める。

別表第2中「9,600円」を「9,100円」に、「118,800円」を「113,100円」に、「19,400円」を「18,500円」に、「17,500円」を「16,700円」に改める。

別表第3中「12,400円」を「11,800円」に、「6,200円」を「5,900円」に、「11,000円」を「10,500円」に、「5,500

円」を「5,250円」に、「11,300円」を「10,800円」に、「5,650円」を「5,400円」に、「10,000円」を「9,500円」に、「5,000円」を「4,750円」に改める。

別表第4中「147,600円」を「140,500円」に、「118,800円」を「113,100円」に、「90,200円」を「85,900円」に、「67,100円」を「63,900円」に、「39,000円」を「37,100円」に、「28,300円」を「26,900円」に改める。

別表第6を別紙のように改める。

(市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「765,000円」を「728,000円」に改める。

第3条中「助役」を「副市長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役（次項において単に「収入役」という。）については、第1条の規定による改正前の市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例別表第1中「765,000円」とあるのは、「728,000円」とする。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の適用を受ける特別職の職員（市長、副市長、収入役及び常勤の監査委員を除く。以下同じ。）である者には、平成19年5月1日（任期の定めのある特別職の職員にあっては、同日又は施行日を含む任期に係る期間の末日のいずれか早い日）までの間、

特別職の職員として受ける報酬の額のほか、当該額と旧条例に基づき受けていた報酬の額との差額に相当する額を報酬として支給する。

(規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1

職 名		給料又は報酬
市長		月額 1,016,000円
副市長		月額 837,000円
議会	議長	月額 724,000円
	副議長	月額 652,000円
	議員	月額 604,000円
教育委員会	委員長	月額 113,100円
	委員	月額 106,600円
選挙管理委員会	委員長	月額 63,800円
	委員	月額 38,300円
公平委員会	委員長	月額 23,700円
	委員	月額 22,100円
監査委員	常勤委員	月額 621,000円
	識見を有する者のうちから選任された非常勤委員	月額 113,100円
	議会の議員のうちから選任された委員	月額 61,500円
農業委員会	会長	月額 72,600円
	委員	月額 49,300円（議会の議員の身分を有する委員にあっては、36,900円）
固定資産評価員		月額 238,000円
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 10,200円
	委員	日額 9,100円

別表第6

職名	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	鉄道賃、船賃 及び航空賃
市長	37円	3,300円	16,500円	3,300円	市川市職員旅費支給条例 (昭和26年条例第25号)の規定(附則第2項の規定を除く。)により一般給料表9級の者に支給される額
議会議員					
副市長		3,000円	14,800円	3,000円	
教育委員会委員					
選挙管理委員会委員					
公平委員会委員					
監査委員					
農業委員会委員					
固定資産評価員					
固定資産評価審査委員会委員					

理 由

特別職報酬等審議会の建議に基づき議会の議員の報酬及び市長等の給料を引き下げるとともに、非常勤の委員等の報酬についても、これらの引下げを考慮して引き下げるほか、地方自治法の改正に伴う条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。